

V ストック・オプション会計基準も要確認 取締役報酬としての株式無償 交付の会計上のポイント

有限責任あずさ監査法人
公認会計士
北村 智子

【この章のエッセンス】

●取締役の報酬等として株式を無償交付する取引(事前交付型・事後交付型)について、会計処理および開示が定められた。
●費用の認識や測定はストック・オプション会計基準の定めに基づき、それ以外は取引の形態ごとに取扱いが異なる。

はじめに

企業会計基準委員会は、2021年1月28日に、実務対応報告41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)を公表した。

これは、2019年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号。以下、「改正法」という)により、「会社法」(平成17年法律86号)202条の2において、金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が発行する報酬等として株式の発行等を行う場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められたことを受けたものである。本実務対応報告のほか、改正企業会計基準5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」および改正企業会計基準適用指針8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」が公表されている。

また、改正法を踏まえて、2020

年11月27日付けで「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(令和2年法務省令52号)が公布されており、会社計算規則(平成18年法務省令13号)が改正されている。この改正により、取締役等の報酬として金銭の払込み等を要しないで株式を発行する場合に増加する資本金の額等について定める規定が新設されている。本章では、本実務対応報告の概要および適用にあたって留意すべきポイントを解説する。なお、本章中の意見に関する部分は筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

適用範囲

改正法では、会社法202条の2にお

いて、金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が発行する報酬等として株式の発行等を行う場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められた。

これを受けて、本実務対応報告は、会社法202条の2に基づき、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等を行う場合における会計処理および開示について規定している(本実務対応報告1項3項)。

ただし、次の場合は本実務対応報告の対象とはならないため、留意が必要となる。

- ・非上場会社が発行する場合や従業員に対して発行する場合
- ・いわゆる現物出資構成[※]により株式を交付する取引

※ いわゆる現物出資構成による取引…金銭を取締役等の報酬等としたうえで、取締役等に株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として交付させることにより株式を交付する取引のこと(本実務対応報告25項)。いわゆる現物出資構成による取引に係る会計処理の定めはなく、さまざまな実務が行われていると考えられる。いわゆる現物出資構成による取引は株式の有償発行であるなど、本実務対応報告が対象とする取引と法的な性質が異なる点がある(本実務対応報告26項)。